

審査基準（公表用）

様式第3号
所管課 水産課

法令名	漁業法	法令番号	昭和24年法律第267号
手続名	遊漁規則変更の認可	根拠条項	第170条第3項
審査基準	<p>1 遊漁規則（以下「規則」という。）に次に掲げる事項が規定されていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊漁についての制限の範囲 ・遊漁料の額及びその納付の方法 ・遊漁承認証に関する事項 ・遊漁に際し守るべき事項 ・漁場監視員に関する事項 ・違反者に対する措置に関する事項 <p>2 規則の内容が次の各号のいずれにも該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊漁を不当に制限するものでないこと ・遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること <p>3 規則の変更の認可申請に当たり水産業協同組合法の規定による総会の議決を経ていること</p>		
	受付機関	水産課	処理機関
		交付機関	水産課
		標準処理期間	60日
		標準経由期間	日
		目次	